

## 福島大学絆会規約

### (名称)

第1条 本会は、福島大学絆会と称する。

### (目的)

第2条 本会は、福島大学と産学官金との双方のコミュニケーションを促進し、社会連携体制の強化を図るとともに、福島大学の研究成果の実用化等を通じて産業の活性化を推進すること、また、オール福島として相互にあらゆるイノベーションを起こすことを目的とする。

### (会員)

第3条 本会の会員は、本会の目的に賛同する企業（法人）の団体又は個人とする。

2 公的な団体および地方自治体は、賛助会員として入会できる。

3 入会希望者は入会申込書をもって入会の意思を示し、事務局が内容確認の上、入会を了承する。

### (役員構成)

第4条 本会には会員より選出された次の役員を置く。

会長：1名、副会長：若干名、理事：若干名、監査役（兼務）：2名、参与：若干名、事務局長：1名

### (役員選任)

第5条 会長は、第9条に定める総会において会員の互選により選出する。

2 役員（会長を除く）は、第3条に規定する会員のうちから会長が指名する。ただし、監査役は福島大学以外の役員から指名する。

### (役員職務)

第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 理事は、本会の事業を企画し、実施する。

4 監査役は、本会の会計を監査する。

5 参与は、会長の諮問に応じる、又は会議し出席して意見を述べることができ、理事とともに事業を企画し、実施する。

6 事務局長は、本会の事務を掌理する。

### (役員任期)

第7条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

### (顧問)

第8条 本会に顧問を若干名を置くことができる。

2 顧問は、会長の諮問に応じる、又は会議に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、次条に定める運営委員会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とし、会長がこれを招集して、議長となる。

2 総会は、会員をもって構成し、原則として年1回開催する。ただし、会長が必要と認めるときは、臨時に開催することができる。

3 運営委員会の委員は、役員をもって構成し、会長が必要と認めるときに開催する。

4 運営委員会は、事業計画、予算および決算その他本会の重要な事項について審議する。

5 運営委員会は、構成員の過半数の出席（代理出席を委任された者を含む。）により成立し、議事は、出席者の過半数によって決する。

6 運営委員会は、総会に対し毎年度の活動報告及び決算報告を行う。

(事業)

第10条 本会は、運営委員会の承認を得て、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 ニュースレター等による福島大学と会員との相互の情報交換
- 二 共同研究等を促進するためのテーマ別又は分野別研究会の開催
- 三 セミナー、シンポジウム等の開催
- 四 その他福島大学と会員との連携及び交流を促進するための事業等

(経費)

第11条 本会の活動経費は、会員の年会費及びその他の収入をもって充てる。

2 年会費は、団体（企業（法人））にあつては3万円とし、個人にあつては1万円とする。

3 公的な団体および地方自治体は、賛助会員として無料とする。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 本会の事務局は、福島大学研究振興課内に置く。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 本規約は、2019年10月16日から施行する。

2 この規約の施行後、初めて選任された役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、選任された日から2021年3月31日までとする。

3 この規約の施行後、最初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、施行の日から2020年3月31日までとする。